

## 産後ケア事業の拡充について

### 1 経緯

平成27年度よりネウボラ事業（相談支援、産前・産後サポート等事業、産後ケア事業）を実施しているが、令和3年に改正母子保健法が施行されたことによって、産後ケア事業の対象が生後4か月児までから生後1年までに拡充することが市区町村の努力義務として盛り込まれた。そのため、利用状況や利用者からの意見を参考に、来年度よりネウボラ事業の対象年齢等当該事業の拡充を行う。（下線部分が拡充部分）

### 2 対象事業

#### (1) 宿泊型ショートステイ事業

##### ア 概要

現在の2施設から3施設へと拡充することで、宿泊型ショートステイの利用機会を増やす。

##### イ 受け入れ施設

- (ア) 八千代助産院 文京区音羽1丁目
- (イ) 東都文京病院 文京区湯島3丁目
- (ウ) 愛育病院（新規） 港区南麻布5丁目（令和5年6月開設予定）

#### (2) 相談事業

##### ア 概要

産後119日以内の方に対し、母乳相談や乳房ケア及び育児相談を実施してきたが、対象月数等を拡大する。

##### イ 対象者

区内在住の産後12か月以内の産婦

##### ウ 利用回数

- 母乳相談（訪問型） 1回まで
- 母乳相談（外来型） 4回まで【3回から拡充】
- 訪問型産後ケア相談 3回まで

### 3 今後のスケジュール

- 令和5年3月 区民周知及び受付開始
- 令和5年4月 事業開始